

## 第17回西和賀町議会定例会

令和7年12月12日（金）

午前10時00分 開 議

副議長 出席議員数は11名であります。高橋雅一議長から欠席の届出があり、これを受理しています。

会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

会議に入る前に、昨日の議案第15号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算（第3号）についての審議の際に答弁保留となった事項に関し、建設水道課長から答弁を求められておりますので、これを許します。

建設水道課長。

建設水道課長 おはようございます。議案第15号令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算（第3号）にて答弁保留とさせていただいたことについて説明をいたします。

ご質問は、下水道施設の沢内浄化センターに設置しております処理水給水ポンプの更新について、同設備の耐用年数はいかほどかとのご質問でございました。同ポンプは、標準耐用年数が15年となっており、同施設の建設時に設置しております設備であることから、設置後おおむね23年が経過しております。

なお、今回更新予定のポンプはナンバー2ポンプで、昨年度にナンバー1ポンプも故障

により更新をしております。

過日開催された議会産業建設常任委員会による所管事務調査の際に説明をしておりますが、若干付け加えて説明をいたしますと、同施設や他の浄化センター等を含めたポンプ設備のストックマネジメントによる管理方式は、事後保全管理としております。管理方法は、大きく分けて予防保全と事後保全に分かれており、予防保全では、さらに状態監視の中で故障時期を予測する状態監視保全と、判定や計測が難しい設備に対し経験的に知られている故障時期などで改築計画を進める時間計画保全に分かれております。

ポンプ関係の標準耐用年数は、おおむね15年となっておりますが、2台による相互運転を行っている関係から1台の故障でも運用に支障はないことや、事後保全とすることで設備をぎりぎりまで使用でき、トータル経費にも貢献できることから、そのような管理方式を採用しております。

なお、今年度から始まっておりますストックマネジメントによる設備更新事業では、時間計画保全の対象となっている電気計装設備などを優先に更新を図ることとしております。

以上でございます。

副議長 質問者はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 丁寧な説明ありがとうございます。今課長が説明されたようにストックマネジメントを使用するというので、いろいろ議会にも説明がありました。下水に関しても、これから上水道とともに値上げの時期が控えてい

ると思いますけれども、ポンプについては今回の更新で、通常使用であれば、しばらく使用に耐え得るというふうに理解していいのでしょうか。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 説明にもありましたとおり、標準耐用年数が15年に対して23年ほど利用となっておりますので、また当分の間はそのとおり利用できるものというふうに考えております。

副議長 それでは、本日の会議に入ります。

日程第1、議案第16号 岩手中部広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議、よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になりました議案第16号 岩手中部広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

経費の支弁方法を変更する必要性が生じたため、岩手中部広域行政組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

別紙「岩手中部広域行政組合規約の一部を変更する規約」を御覧ください。第18条、関係市町の負担金の割合について、条文で表していたものを別表に改めるものです。

あわせて、対象施設等について細分化し、「広域不燃ごみ処理施設」に関する経費は、花巻市、北上市、西和賀町の負担に、「遠野市に設置する中継施設」に関する経費及び「一般廃棄物の中継運搬に要する経費」については、遠野市の負担に改めるものです。

次に、附則についてであります。この規約は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 今説明あったのですが、不燃ごみについてですけれども、以前、最終処分、不燃ごみについては、施設を建設するという計画で令和8年から稼働の予定だったので、資材高騰等々の理由で業者選定ならず、その話合いの過程で、今説明あったように遠野市さんは独自にということか、今ある施設を引き続き使用ということでの変更ということでしょうか。

副議長 町民課長。

町民課長 議員お見込みのとおりではありますが、あえて付言させていただきますと、当該組合は、先ほど町長の提案理由でもあったように、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町の3市1町で広域的にごみ処理をしている組合です。この3市1町の枠組みから遠野市が抜ける、退会するという話ではなくて、当該組合で進めている不燃ごみ処理施設の整備事業に関して遠野市が参画しない、離脱することになります。

よって、3市1町という大本の大枠は変更がありませんが、あくまでも当該組合で進める事業の一部において枠組みの変更があったために、今回の規約の一部変更の提案となっているものです。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 それでは、西和賀町の負担の割合が、毎年ごみの出方では変わらぬと思うのですが、過去のデータから大きな負担割合の変更は生じるのかどうかについてお伺いします。

副議長 町民課長。

町民課長 令和8年度から令和32年度までの25年間の試算が当該組合の事務局から出されております。それによりますと、不燃ごみ処理施設整備に係る西和賀町分の負担額の試算を申し上げますと、まず現行規約による試算額によりますと、25年間で西和賀町が負担する支払額は5億7,259万円で、今回提案した規約変更後の支払額が5億6,675万円となり、差引きしますとマイナス585万円となります。

つまり今回上程した規約変更することで、西和賀町で負担する額が減少するということとなります。通常であれば、負担額が増すような感じはあるのですが、なぜこのようなことになるかといいますと、遠野市が同計画に参画しないことによって、新たに負担が発生する分と、それからその一方で従来まで西和賀町が負担していた分を遠野市さんで負担することになるため、その差額から結果として負担額が減少するものです。

なお、今申し上げました試算額につきましては、今後の契約、特にも昨今人件費など、建設資材などが高騰し続けておりますので、社会情勢の変化により変動しますので、あくまでも現時点の額であるということにご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 丁寧な説明ありがとうございます。現時点で、前質問したときに西和賀町がこのことですぐ不燃ごみの処理に困るような状態ではないという答弁はいただいているのですけれども、今の2市1町なのか、3市1町になるか、ちょっとその辺分からないのですけれども、新しい不燃ごみ処理施設の建設は、引き続き継続されていくということなのでしょうか。

副議長 町民課長。

町民課長 議員お見込みのとおりで、当該組合で進める不燃ごみ処理施設の整備については、

花巻市、北上市、西和賀町の2市1町で進めていくということでございます。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 岩手中部広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、同意第1号 西和賀町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時14分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

同意第1号について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町副町長の選任に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町副町長の選任に関し、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

氏名、高橋光世。生年月日、昭和41年6月4日、59歳。住所、西和賀町沢内字前郷4地

割104番地2。

高橋光世氏は、西和賀町沢内字前郷在住で、現在企画財政課長として勤務されております。

高橋氏は、平成元年に旧沢内村役場に就職し、総務課、沢内病院、平成4年には1年間、当時の岩手県総務部地方振興課に派遣されております。その後は、総務課、産業課、産業振興課、上下水道対策室、平成15年に湯田町沢内村任意合併協議会、平成16年には湯田町沢内村合併協議会の事務局員として勤務し、平成17年の合併後は、企画課、生涯学習課でグループリーダー、西和賀さわうち病院事務長、建設課長、企画課長兼ふるさと振興課長、企画財政課長と職歴を重ねてこられました。この間、医師の確保及び病院の管理運営に尽力され、そして企画財政課長として空き家対策、移住定住促進住宅建設などに力を発揮されてきました。

高橋氏には、私の掲げる公約の「町民の健康と暮らしの質を高め、基幹産業の強化」を進めていくに当たり、幅広い行政事務での知見を生かし、私を補佐していただくことを期待するとともに、今までの経歴から町政運営に当たり、私の力になっていただけるものと考え、副町長にお願いしたいとしますものであります。

任期は、令和8年1月1日から令和11年12月31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

同意第1号 西和賀町副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時18分 再 開

副議長 会議を再開します。

続いて、日程第3、西和賀町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条の2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは最初に、西和賀町選挙管理委員会の委員から指名いたします。

西和賀町沢内字鍵飯18地割94番地、和泉隆さん。昭和34年2月26日生まれ。

西和賀町野々宿62地割106番地、高橋妙子

さん。昭和22年11月5日生まれ。

西和賀町沢内字弁天27地割54番地、高橋富美子さん。昭和29年1月16日生まれ。

西和賀町槻沢25地割4番地、高橋博明さん。昭和31年3月1日生まれ。

以上4名を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会の委員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、西和賀町選挙管理委員会委員には、和泉隆さん、高橋妙子さん、高橋富美子さん、高橋博明さん、以上4名が当選されました。

続いて、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。補充員については、順位をつけて指名します。

第1順位、西和賀町沢内字川舟38地割2番地30、高橋裕美さん。昭和34年11月15日生まれ。

第2順位、西和賀町野々宿61地割112番地、細川浩さん。昭和36年1月12日生まれ。

第3順位、西和賀町沢内字大野6地割30番地1、戸巻政美さん。昭和46年6月19日生まれ。

第4順位、西和賀町沢中74地割122番地、田村公一さん。昭和30年2月28日生まれ。

以上4名を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、西和賀町選挙管理委員会委員の補充員には、高橋裕美さん、細川浩さん、戸巻政美さん、田村公一さんが当選しました。

続いて、日程第4、発議第1号 西和賀町議会会議規則の一部を改正する規則について

を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋到君。

9番 それでは、発議案を説明させていただきます。

発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者は高橋到、賛成者は柳沢安雄議員であります。

西和賀町議会会議規則の一部を改正する規則。

本議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

改正理由としては、令和5年の地方自治法の一部改正に合わせた標準町村議会会議規則の改正を踏まえ、本町議会運営に合わせ、所要の改正をしようとするものです。

それでは、1ページを御覧ください。第9条、会議時間については、議長の権限として可能とされていた会議時間の変更について、規定上から読み取りにくいという表現を容易に解釈しやすいように変更を加えるものです。第9条第3項を同条第4項に改め、第3項に、会議時間内外を問わず、議長が宣言することにより会議時間を変更できることを規定するものです。

第32条、開票及び投票の効力については、開票及び投票の効力において会議規則に該当する規定がないため、本人への通知に関し必要な事項は議長が定める旨を第4項として新たに加えるものです。

第72条及び第100条は、法見出しに合わせた文言の修正となります。

3ページを御覧ください。第103条第2項中の「外とう」、「襟巻」、「かさ」については、社会情勢が異なっていることなどから、法令の表記に合わせ表現を改めるものです。

次に、附則についてですが、この規則は公布の日から施行するものとする。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上、議員各位の賛同によりご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 西和賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、発議第2号 多様な民意を切り捨てる国会議員定数削減に反対する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

普本歌織君。

3番 発議第2号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者は普本歌織、賛成者は唐仁原俊博議員、高橋敏樹議員であります。

多様な民意を切り捨てる国会議員定数削減に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

趣旨は、現政権が検討している国会議員の定数削減は国民の多様な民意を国会に反映させることを妨げる。そのため、別紙意見書を

地方自治法第99条の規定により関係機関に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げて説明とさせていただきます。

多様な民意を切り捨てる国会議員定数削減に反対する意見書。

現政権は、国会議員定数削減を国会で成立させようとしています。とりわけ比例代表の定数削減が検討されています。

国会議員定数のあり方は、国民の代表をどう選ぶかという選挙制度の根幹をなす問題であります。選挙制度は民主主義の土台であり、国民の参政権そのものです。国民的な議論が欠かせません。

現行の衆議院小選挙区比例代表並立制は小選挙区が中心ですが、1人しか当選しない小選挙区は多数の「死票」を生み出します。今回の検討では、民意が反映されやすいとされている比例代表の定数が削減されようとしています。比例削減は、多様な民意の議席への反映をより一層困難にし、少数意見や少数政党の排除につながります。その結果、国会の最も大事な役割である政府や行政を監視する機能が弱められます。

既に衆議院の総定数は465にまで削減され、戦後80年で最も国会議員が少ない水準となっています。国際的に見ても、日本の議員数(人口100万人当たり)は、OECD(経済協力開発機構)加盟38か国の中で36番目という少なさです。歴史的にも国際的にも日本は議員が少ない国となっています。

このことから、議員定数を削減する「積極的理由や理論的根拠は見だし難い」というのがこれまでの国会論戦の結論です。これまでの議論の経緯を尊重することを求めます。

1、国会議員定数の削減を行わないこと。

以上、上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長であり

ます。

議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

副議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 我々、西和賀町議会でも定数についての話し合いを行いました。その際、定数の減ありきではなく、なぜその定数が必要なのかというところから議論を始めなければということと議論してきたところです。

国会は地方とはまた様々違いはあると思うのですが、現在は小選挙区制度で、いわゆる死票を減らすために比例代表があるわけですが、選挙制度そのものの見直し、以前のような中選挙区ではどうかというような議論もあるようです。定数減を議論の最初から持っていったの今回のような進め方には私も反対ですが、選挙制度自体を考えていくという考えは、私は必要だと思うのですが、そこまでの反対をするものではないという趣旨でいいのでしょうか。

副議長 普本歌織君。

3番 今宏議員がおっしゃったとおりでありまして、国民的な議論は必要だと思います。選挙制度も含めて、国会議員の定数、議論を深めるべきだという立場であります。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 多様な民意を切り捨てる国会議員定数削減に反対する意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては、提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第17回西和賀町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時36分 閉 会